

令和6年度 寝屋川市契約事務の方針

1 目的

- (1) 入札契約の透明性、競争性(経済性)、公平性(公正性)を確保するため
- (2) 市域の雇用確保や地域経済の発展のために、市内業者及び準市内業者(以下、市内業者等という。)の活用を促進するため

2 現状と背景

(1) 市の努力義務

「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(以下「官公需法」という。)第8条において、地方公共団体においても国の施策に準じて努力すべきとなっている。

(2) 「令和5年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

国は、官公需法に基づき、官公需における中小企業・小規模事業者向け契約目標や中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置事項等を定めた「令和5年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(以下「基本方針」という。)を令和5年4月25日に閣議決定した。

また、少額の契約において電子的手段の利用に努めること、スタートアップが含まれ得る新規中小企業者の受注機会の増大に向けた方策に取り組むこと、適格請求書等保存方式(インボイス制度)に関して適切に対応すること及び中小石油販売業者への配慮事項を明確化し中小石油販売業者に係る受注機会の増大に努めることといった事項を新たに講ずる措置として盛り込んでいる。

基本方針の主な措置は、以下のとおりである。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 官公需情報の提供の徹底2 中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注とする工夫<ol style="list-style-type: none">(1) 総合評価落札方式の適切な活用(2) 分離・分割発注の推進(3) 適正な納期・工期、納入条件等の設定(4) 調達・契約手法の多様化における中小企業・小規模事業者への配慮 |
|---|

- (5) 知的財産権の取扱いの明記
 - (6) 同一資格等級区分内の者による競争の確保
 - (7) 中小企業官公需特定品目等に係る受注の機会の増大
 - (8) 調達手続の簡素・合理化
 - (9) 地方公共団体と連携した「働き方改革」に留意した発注の共有
- 3 中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮
- (1) 小企業者を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮
 - (2) 技術力のある中小企業・小規模事業者に対する受注の機会の増大
 - (3) 地域の中小企業・小規模事業者等の積極活用
 - (4) 中小企業・小規模事業者の適切な評価
 - (5) 中小建設業者に対する配慮
 - (6) 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮
 - (7) 中小石油販売業者に対する配慮
 - (8) 創意工夫のある中小企業・小規模事業者の参入への配慮
 - (9) 外注における地域の中小企業・小規模事業者の活用、適正な人件費確保等の周知
 - (10) 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮
- 4 ダumping防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進
- (1) ダumping防止推進の周知
 - (2) 適切な予定価格の作成
 - (3) 低入札価格調査制度の適切な活用等
 - (4) 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し
 - (5) 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応
 - (6) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する適切な対応
- 5 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮
- 6 令和2年7月豪雨の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮
- 7 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する配慮
- 8 地方公共団体への協力依頼

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 国等の契約の基本方針の要請等(2) 国等の契約の基本方針に準じて講じられた措置の実施状況の公表(3) 連携推進体制の活用 |
|--|

(3) 令和5年度の改善内容

ア 制限付一般競争入札の発注基準の見直し

(ア) 建設工事の発注基準の見直し

建設業法施行令において、特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請代金額や監理技術者等の専任を要する請負代金額等の引き上げ並びに技術検定制度の見直しを行う「建設業法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第353号）」が公布されたことに伴い、金額要件について下記のとおり見直しを行った。

- a 主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額の下限について、3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）から4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）に引き上げる。
- b 特定建設業の許可及び監理技術者の配置を要する下請代金額の下限について、4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）から4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）に引き上げる。
- c 特定建設業の許可を要する予定価格の下限について、土木一式工事の場合は5,000万円以上、建築一式工事の場合は7,000万円以上から土木一式工事の場合は5,500万円以上、建築一式工事の場合は8,000万円以上に引き上げる。

(イ) 測量・建設コンサルタント等の施工実績要件の緩和

市内業者等の発注条件について、施工実績要件の過去15年縛りを撤廃する。

イ 建設工事及び測量・建設コンサルタント等における保証証書の取扱い

令和4年3月に中央建設業審議会において公共工事標準請負契約約款が改正され、契約保証等の保証証書の電子化対応がなされたことに伴い、建設工事及び測量・建設コンサルタント等における保証証書の取扱いについて、従来の書面による提出に加え、電子証書の利用を可能とする。

ウ 物品の購入に係る契約に関する公開見積合せの試行の状況検証

公開見積合せの試行に当たっては、その試行の状況について検証を行うとともに、その結果に基づき、公開見積合せの在り方について検討を行った。

また、より一層の競争性を確保するため、「物品の購入に関する公開見積合せの試行について 第 15 公開見積合せの結果に係る情報の提供」を見直し、ホームページ上で結果を公表することとした。

3 令和 6 年度における見直し内容

(1) 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の公表時期の見直し

ア 現状

建設工事に係る契約を入札により締結する場合において、当該契約に係る入札を執行する前に、その予定価格、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格を公表している。

イ 見直し内容

予定価格 3 億円以上の案件及び契約事務審査委員会で定めた案件について、予定価格を入札執行前に公表し、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格を入札執行後に公表する。

ウ 実施時期

令和 6 年 4 月 1 日

(2) 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定式の見直し

ア 現状

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定式について、平成 31 年中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（以下「中央公契連モデル」という。）未満の水準である独自モデルを採用している。

イ 見直し内容

「公共工事の円滑な施工確保について（令和 5 年 11 月 30 日付け総行第 512 号・国不入企第 24 号）」において、ダンピング対策の強化の観点から、算定方式の見直しについて速やかに検討するよう国土交通省から要請があったことから、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定式について、最新の令和 4 年中央公契連モデルに改める。

ウ 実施時期

令和6年4月1日

(3) 契約の本数制限の緩和

ア 現状

予定価格が750万円以上の土木、建築、電気、管及び舗装工事（以下「対象工事」という。）について、同一年度に契約締結が可能な本数を次の表のとおり定めており、土木工事は1本を限度としている。

	第1希望・第2希望業種
市内業者	合計4本（土木は1本を限度とする）
準市内業者	合計2本（土木は1本を限度とする）

イ 見直し内容

土木工事に係る本数制限を撤廃する。

	第1希望・第2希望業種
市内業者	合計4本
準市内業者	合計2本

ウ 実施時期

令和6年4月1日

(4) 現場代理人の兼務の緩和拡大

ア 現状

1件あたりの予定価格が750万円未満の建設工事について、現場代理人の兼務を認めている。

イ 見直し内容

現在の運用に加え、1件あたりの契約金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）未満の案件については、2件まで現場代理人の兼務を認めるものとする。

ウ 実施時期

令和6年4月1日

(5) 発注見通しの公表

ア 現状

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第7条の規定に基づき、対象工事のうち予定価格が250万円を超える案件について、発注見通しをホームページへ掲載している。

イ 見直し内容

公共工事の品質確保の促進に関する法律第22条の規定に基づく発注関係事務の運用に関する指針により、測量・建設コンサルタント等で予定価格が250万円を超える案件についても、発注見通しをホームページへ掲載する。

ウ 実施時期

令和6年4月1日

(6) 物品の購入に係る契約に関する公開見積合せの試行

これまでに試行により、庁内及び業者への周知は一定図れているものと思われるが、下記3点においては引き続き検討していく必要がある。

ア 緊急を要する案件への対応について

イ 業者への周知方法について

ウ 事務手続の断捨離について

上記を踏まえ、令和6年度以降も参加業者数等のデータの推移を集約し、引き続き分析を行うことにより、本格導入に向けて一層本業務の公平性・競争性が確保できるよう推進していく。

4 継続検討する事項

- (1) 予定価格、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の事後公表に係る実施スケジュール及び対象金額
- (2) 総合評価落札方式の適切な活用
- (3) 制限付一般競争入札における電子入札の拡大（建設工事、建設コンサルタント以外の業務委託等における電子入札の推進）
- (4) 競争随意契約等における相手方の選定の在り方
- (5) 物品の購入に係る契約に関する公開見積合せの試行状況の検証

5 令和6年度 寝屋川市の入札制度

(1) 建設工事

ア 令和6年度 制限付一般競争入札の級別格付けと発注基準

ランク	土木、建築	電気、管	舗装
A	800 点以上 5 億円未満 250 万円以上	800 点以上 5 億円未満	800 点以上 3 億円未満
B	799 点以下 650 点以上 6,000 万円未満	799 点以下 650 点以上 6,000 万円未満	799 点以下 650 点以上 1,000 万円未満
C	649 点以下 2,000 万円未満	649 点以下 2,000 万円未満	649 点以下 750 万円未満

※ 上段＝級別格付けの点数（総合評定値通知書の総合評定値（P）に、市内業者については15%を、準市内業者については5%を加算した数値）区分
下段＝予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）区分

イ 令和6年度の入札制度（原則全業種を制限付一般競争入札の対象とする。）

項目	説明		
対象工事	土木・建築・電気・管・舗装 とび・土工、しゅんせつ、塗装、機械器具設置、造園、消防施設等（土木・建築・電気・管・舗装以外の全業種）		
対象金額	発注工事の金額が130万円を超え5億5,000万円未満（舗装は3億3,000万円未満） ※消費税及び地方消費税を含む。		
対象業者	主に市内業者 市内業者、準市内業者 必要に応じ市外業者		
特定建設業の発注基準	予定価格 土木 5,500万円以上 建築 8,000万円以上		
技術者の配置	建設業法に定める技術者の配置 契約額 4,000万円（建築は8,000万円）以上は専任の主任技術者 下請け額 4,500万円（建築は7,000万円）以上は監理技術者の配置		
施工実績を求める工事	予定価格750万円以上		
施工実績の期間	市外業者は原則過去15年以内		
施工実績の基準	予定価格	必要な施工実績	予定価格の2分の1以上
	3億円未満	予定価格の2分の1以上	
	3～4億円未満 土木・建築・電気・管	1億5,000万円以上	
	4～5億円未満 土木・建築・電気・管	2億円以上	
1回の公告の落札制限	1業種につき1本		
1回の公告の申込本数	市内業者 本数制限なし 準市内業者 第一希望業種が1本 第二希望業種が1本の合計2本	本数制限の対象外	
契約の本数制限	予定価格が750万円以上で適用 市内業者 第一希望業種と第二希望業種 本庁・水道局合計で4本まで 準市内業者 第一希望業種と第二希望業種 本庁・水道局合計で2本まで	本数制限の対象外	

※ 予定価格には、消費税及び地方消費税を含まない。

(2) 測量・建設コンサルタント等

ア 令和6年度 制限付一般競争入札の発注基準

総合数値		発注金額	所在地要件
市内業者 準市内業者	市外業者		
230 以上	230 以上	50 万円以上	市内業者 準市内業者 市外業者
110 以上	170 以上	50 万円以上 3,300 万円未満	市内業者 準市内業者 市外業者
		50 万円以上 330 万円未満	市内業者 準市内業者 (必要に応じ市外業者)

※ 発注金額には、消費税及び地方消費税を含む。

イ 令和6年度の入札制度（原則全業種を制限付一般競争入札の対象とする。）

項 目	説 明
対 象 業 務	原則全業務 (測量、建築関係コンサルタント、土木関係コンサルタント、 地質調査、補償関係コンサルタント)
対 象 金 額	発注金額が 50 万円以上 ※消費税及び地方消費税を含む。
対 象 業 者	市内、準市内、市外業者 (発注金額50万円以上330万円未満は主に市内・準市内業者)
技 術 者 の 配 置	技術士等業務に必要な資格を有する者の配置
実績を求める業務	予定価格 300 万円以上
業務実績の期間	市外業者は原則過去 15 年以内
申込の本数制限	本数制限なし
1 回 の 公 告 の 落 札 制 限	1 業種につき 1 本
契約の本数制限	本数制限なし

※ 予定価格には、消費税及び地方消費税を含まない。